

# 地方創生と外国人

## ～外国人は地方消滅を救えるか～

公共政策大学院 公共管理コース 修士課程 1 年  
(51-198011) ティアコジュイモ歩

### 目次

0. 概要
1. 定義
2. 外国人がおかれている現状と関連施策
3. 外国人に焦点を当てた地方創生の事例
4. 海外の事例
5. 政策提言パッケージ「日本人と外国人の協働を地方創生の原動力に」
6. 参考資料

### 0. 概要

減り続ける日本の人口、そして迫りくる「地方消滅」という現実。厚生労働省が発表した 2019 年の国内出生数は、1899 年の統計開始以来初めて 90 万人を下回り、86 万 4 千人となった<sup>1</sup>。少子化は深刻化する一方であり、人口減にも歯止めがかからない。

一方で、近年、外国人の働き手が目に見えて増えているという印象を持つ人が多いと思う。実際に、日本における在留外国人数は増加傾向にあり、約 283 万人に上る。特に人手不足が深刻な産業では、外国人の労働力を積極的に取り入れて、苦境を乗り越えようという動きが見られる。こうした動きを踏まえて、本稿では、在留外国人の中でも就労者に焦点を当て、地方創生のために外国人が果たしうる役割について考察すると共に、必要な政策について提言することとしたい。

### 1. 定義

「外国人」＝①観光客（短期滞在者）、②在留外国人（中長期滞在者）

⇒今回は、②在留外国人（中長期滞在者）を対象とした分析を行う。

内訳としては、在留資格の分類を受け、(ア) 専門的・技術分野、(イ) 技能実習、(ウ) 留学、(エ) 永住者、(オ) 日本人の配偶者、(カ) 定住者、(キ) 特別永住者、(ク) その他、

---

<sup>1</sup> 日経新聞「出生数 86 万人に急減、初の 90 万人割れ 19 年推計」（2019 年 12 月 24 日付）

として想定する。在住外国人数の推移、及び、在留資格別の構成比は以下の通り。

なお、①観光客については、地方創生の観光分野における施策の主なターゲットが外国人であることに加え、我が国が得る直接的な経済的メリットが大きく、観光庁等により数多くの施策が既に実施されているため、ここでは扱わないこととする。

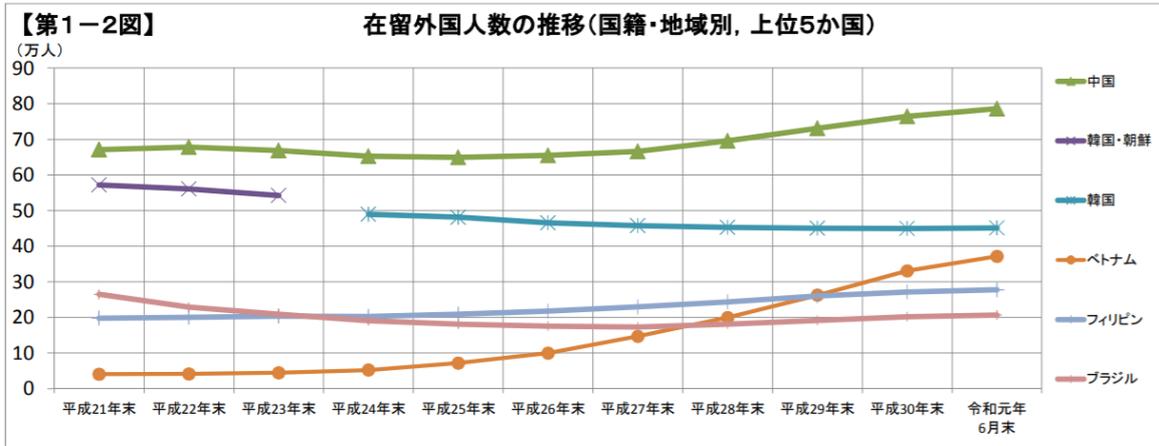


図 1 在留外国人数の推移（国籍・地域別）【出典】法務省（2019）

【第2-2図】 在留外国人の構成比(在留資格別) (令和元年6月末)

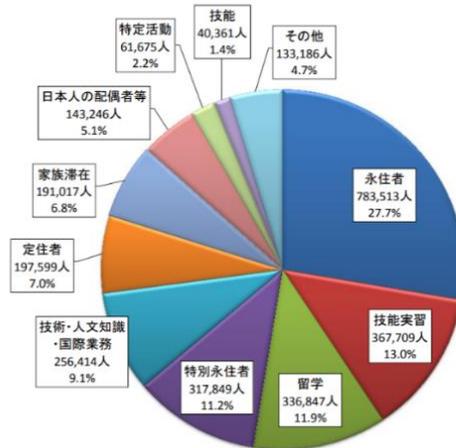


図 2 在留外国人の構成比（在留資格別）【出典】法務省（2019）

図 1 が示す通り、在留外国人は年々増加傾向にあり、2019 年 6 月末時点の在留外国人数は 282 万 9416 人（日本の総人口の 2.24%）<sup>2</sup>。2017 年末から 2018 年末の増加率は 7%であり、東日本大震災後の 2012 年末以降は、7 年連続で増加している。日本社会における外国人の存在感は日増しに高まっている。

在留外国人を国籍別にみると、中国が約 80 万人（約 3 割が永住者）、韓国・朝鮮が約 45 万人（約 6 割が特別永住者）、ベトナムが 40 万人弱（約半数が技能実習）、フィリピンが 30 万人弱（約半数が永住者）、ブラジルが約 20 万人（半数以上が永住者）となっており、全体

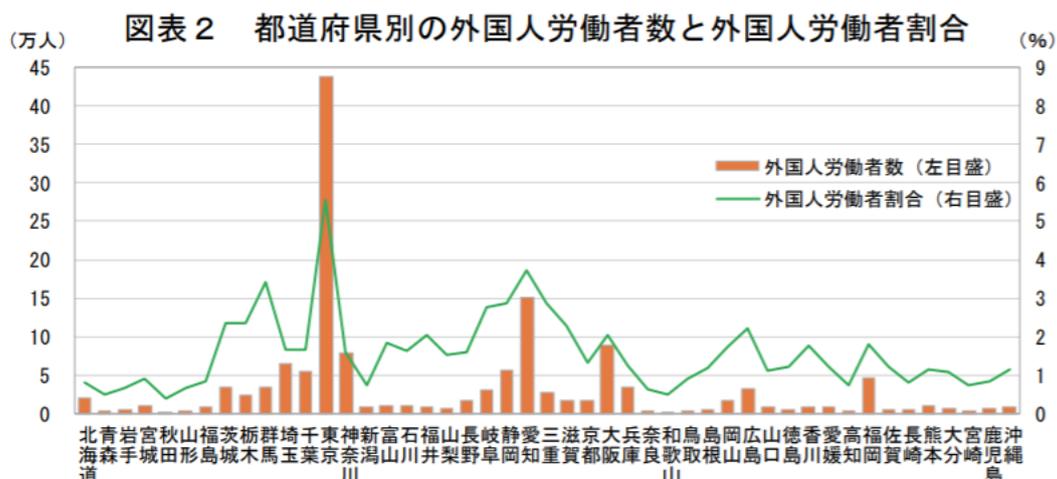
<sup>2</sup> 日経新聞「在留外国人最多 282 万人 7 年連続増、大都市集中が課題」（2019 年 10 月 25 日）

のおよそ 8 割を占めている。図 2 の通り、在留資格別には永住者の次に技能実習、留学、特別永住者が多い。就労時間等に制限が付されているものもあるが、いずれの在留資格においても就労が認められている。

また、在留外国人数は、平成 20 年末には 214 万 4682 人であったものの、2011 年の東日本大震災及び福島第一原発事故を受けて、2012 年末には 203 万 3656 人と 10 万人以上減少した。その後は、毎年漸増を続けている。



図 3 在留外国人数の推移 (平成 20 (2008) ～30 (2018) 年) 【出典】 法務省データを基に筆者作成



(出所) 総務省「労働力調査」(モデル推計値)、「厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめ (平成30 (2018) 年10月末現在)」より作成

図 4 都道府県別の外国人労働者数と外国人労働者割合 【出典】 参議院調査情報担当室 (2019)

今回の政策提言においては、外国人が地方創生に果たす役割を「協働」という観点から探るため、在留外国人 (中長期滞在者) の中でも就労者を分析の対象とする。なお、日本における外国人の就労者数は 127 万人程度と言われており、全就業者に占める比率も 2%程度となっている。図 4 に示す通り、外国人労働者は大都市圏に多く居住する傾向があり、中でも東京圏や愛知周辺圏における外国人労働者割合は全体平均の 2%よりも高い。東京圏のみならず、太平洋側の製造業が盛んな地域においても多くの外国人が就労しており、産業の貴重な担い手として外国人が活躍していることが読み取れる。

## 2. 外国人がおかれている現状と関連施策

関連施策は数多く多岐に亘るため、主な政策のみ取り上げる。なお、下線は当方が付した。

### (1) 首相官邸「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日）

近年、我が国を訪れる外国人は増加の一途をたどっている。平成24年に836万人であった訪日外国人旅行者数は、今年初めて3,000万人を超え、我が国に在留する外国人も平成30年6月末時点で264万人、我が国で就労する外国人も平成29年10月末時点で128万人と、それぞれ過去最多を記録している。

#### 【関連施策：計211億円】

- 生活者としての外国人に対する支援
  - ・ 暮らしやすい地域社会づくり 30億円  
(「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」の整備等)
  - ・ 生活サービス環境の改善等 25億円  
(医療通訳の配置・院内案内図の多言語化支援等)
  - ・ 円滑なコミュニケーションの実現 8億円  
(日本語教育の充実等)
  - ・ 外国人児童生徒の教育等の充実 5億円  
(地方公共団体が行う体制整備への支援等)
  - ・ 留学生の就職等の支援 32億円  
(就職支援プログラム認定、介護人材確保のための支援等)
  - ・ 適正な労働環境等の確保 34億円  
(労働基準監督署・ハローワークの機能強化等)
- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組 35億円  
(日本語能力判定テストの実施、海外における日本語教育基盤強化等)
- 新たな在留管理体制の構築 42億円  
(在留資格手続のオンライン申請導入、在留管理基盤強化等)

### (2) 首相官邸「地方創生推進交付金等による地方における外国人材の受入れに対する支援制度」（平成31年4月9日）

新たな在留資格が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。このため、地域住民と外国人材の交流を促進する事業、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地方における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。

- I. 地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る取組に対する地方創生推進交付金による支援
- II. 外国人材による地方創生支援制度

### (3) 首相官邸「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（令和元年6月21日）

・ 第 2 期における新たな視点「誰もが活躍できる地域社会をつくる」

人口減少や少子高齢化が進行する中で、我が国が成長を続けるとともに、活気あふれる地域をつくるためには、女性、高齢者、障害者、ひきこもり、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現することが重要である。

・ 各分野の施策の推進「3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる」(5) 多文化共生の地域づくり

新たな在留資格の創設を踏まえ、外国人材の地域への定着に向け、受入支援や共生支援を行う。また、インバウンドや地元産品輸出の拡大の活発化等に向け、在外の親日外国人材を掘り起こし、地方公共団体とのマッチング支援等を行うことで、地方公共団体等における外国人材の活躍を促進する。

【具体的取組】

◎新たな在留資格の創設に伴う外国人材の地域への定着促進

- ・ 新たな在留資格が創設されたことを踏まえ、地方公共団体等が運営する一元的相談窓口の整備促進や、地方公共団体への法務省等の職員派遣等により、地方における受入環境整備を支援する。また、関係行政機関の相談窓口を集約し、外国人、外国人を支援する個人・団体等及び地方公共団体の相談窓口がワンストップで正確な情報を入手可能な拠点を整備する。さらに、行政窓口等における多言語対応のための体制整備を図る。
- ・ あわせて、外国人材の受入支援や共生支援などについて、優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、引き続き地方創生推進交付金により積極的に支援する。
- ・ 外国人材の円滑な受入れに向けて、各々の受入業種において、就労環境の改善等の取組を促進する。

◎外国人材の地域での更なる活躍等

- ・ 地方公共団体等において、外国人材が安定的に雇用され、かつ、外国人材の活用による海外展開、多文化共生、災害対応や教育等、柔軟かつ効果的に幅広く活動することが可能となるよう新たに一定の範囲内の業務活動を一括して資格外活動許可が受けられることとしたことにより、外国人材の活躍を促進する。
- ・ 外国人材の地域への定着に向け、地方公共団体等との連携により、JET プログラム終了者や留学生等が地域産業の担い手や地域おこし協力隊員等として活躍できるよう、マッチングの機会の拡大等を行う。
- ・ インバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務に従事し、地域の国際交流の幅広い分野で活躍する JET プログラム国際交流員（GIR）の一層の活用を促進する。
- ・ 地方創生に向け、よりきめ細やかなマッチングを行う観点から、在外公館等において、外国人材への広報を行うとともに、地方公共団体において活躍したいと望む外国人材と地方公共団体のニーズ（地方創生業務）に対する円滑なマッチング支援を行う。
- ・ 地域におけるベストプラクティスの共有・展開や、多文化共生施策の担い手の育成を進めるなど、地域における多文化共生施策を一層推進する。

◎外国人留学生による起業の円滑化

- ・ 留学生による我が国での起業の円滑化を図るべく、外国人起業活動促進事業及び国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に関連する制度・運用の拡充をはじめとした、入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を進め、本年度中に結論を得る。

◎外国人留学生の大学入学資格の緩和

- ・ 学校教育における 11 年以上の課程を有する国からの外国人留学生の大学入学資格の対象となる課程を拡大し、多様な国・地域からの留学生を受け入れ、大学等の国際化を一層進める。

## 5. 国家戦略特区制度等との連携（2）国家戦略特区の推進

### ◎外国人起業家受入促進のためのスタートアップビザの制度拡充

- ・ 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の事業所確保要件について、地方公共団体と連携する創業支援事業者の提供するコワーキングスペース等でも要件を満たすものとする制度の拡充を図るため、本年度上期までに所要の措置を講ずる。
- ・ 意欲と能力のある留学生の創業を促進するため、在学中及び卒業後に帰国することなくスタートアップビザへの切り替えを可能とするよう、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に関連する制度の改正について速やかに検討を行い、早急に実現する。

（4）総務省「我が国に生活・滞在する外国人の現状と外国人が生活・滞在する上での課題」（平成 31 年 2 月 15 日）

主要紙で指摘されている課題として以下 5 点が挙げられている。

- ① 大都市集中
- ② 受け入れ上限人数・単純労働分野への対象範囲拡大の懸念（上限人数が閣議決定レベルであり変更が容易、コンビニ等流通業への拡大希望）
- ③ 日本での生活支援（支援体制の未整備（教育・医療）、支援機関数・ノウハウの欠如、他国での外国人労働者のニーズの高まり）
- ④ 在留資格取得の能力基準の明確化（日本語能力、職業技能）
- ⑤ 企業への監督強化（技能実習制度との並存による人的リソースの分散）

（5）メディアやアカデミアが指摘する外国人の現状

- ・ 外国人依存度<sup>3</sup>（日経新聞）
  - 1 位：東京都（50 人に 1 人/2009 年→18 人に 1 人/2018 年）
  - 2 位：愛知県（56 人に 1 人/2009 年→27 人に 1 人/2018 年）
  - 3 位：群馬県（80 人に 1 人/2009 年→29 人に 1 人/2018 年）
  - 4 位：三重県（59 人に 1 人/2009 年→35 人に 1 人/2018 年）
  - 5 位：静岡県（57 人に 1 人/2009 年→35 人に 1 人/2018 年）
  - 6 位：岐阜県、7 位：茨城県、8 位：栃木県、9 位：滋賀県、10 位：広島県

⇒東京圏、大都市圏に集中する傾向にあるものの、地方においても依存度が高まる傾向にある
- ・ 地方での外国人増加（日経ビジネス）

「特徴は地方での増加が目立ってきたこと。東京都は 7.3%の増加だったが、伸びの

<sup>3</sup> 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」と総務省「労働力調査」を基に、リーマン・ショック後の 2009 年と最新データとなる 2018 年を比較。外国人依存度は外国人労働者数と外国人を含む全就業者数を使って算出。「労働力調査」は各年の平均、「産業、従業上の地位・雇用形態別就業者数」のうち就業者数（自営業主等も含まれる）を使用。「外国人雇用状況の届出状況」は毎年 10 月末現在。自営及び特別永住者は含まれない。

大きかった都道府県順に見ると、熊本（16.5%増）、鹿児島（14.4%増）、宮崎（13.4%増）、島根（12.9%増）、富山（12.6%増）、北海道（12.3%増）、青森（12.1%増）などとなった。減少したのは長崎県だけで、他はいずれも大きく増えた」

⇒有効求人倍率が高い地域ほど外国人が増えているという事実

・ 地方における積極的な技能実習生の受け入れ（塚崎 2019）

「2017 年には、技能実習生の活用が盛んな地域の範囲が広がり、また、技能実習生の割合も全国的に増加していることがわかる。2017 年時点で技能実習生の割合が最も高かったのは、香川県(3.24%)であり、広島県(3.21%)、岐阜県(3.02%)が続いた。これら 3 県以外で、技能実習生の割合が 2.0%以上であった県は、愛媛県、三重県、茨城県、福井県、岡山県、富山県、徳島県、石川県で、2012 年において技能実習生の活用に積極的であった県において、さらにその活用が進んだことがわかる。技能実習生の活用が最も進んでいない段階にある県は、2017 年と 2012 年とで共通しており、岩手県を除いた東北地方の県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、京都府、大阪府、和歌山県、沖縄県となっている。」

「対象とした産業全てについて、地方圏、全国いずれも、正の有意性が有効求人倍率において認められた。人手不足の状況が厳しい県ほど、技能実習生の活用が進んでいる傾向が確認できた。地方圏と全国とで係数を比較すると、地方圏の係数の方がいずれの産業でも大きくなっており、地方圏ほど、この傾向が強いことがわかる。」

⇒西日本を中心に技能実習生の受け入れが拡大。有効求人倍率が高く、人手不足が厳しい地方ほど技能実習生の活用が進んでいる。

【参考】技能実習生申請者数の職種別上位 5 件

| 全職種      | 農業       |         | 漁業        |          | 建設       |          | 食料品製造 |  | 繊維・衣服 |  | 機械・金属 |  |
|----------|----------|---------|-----------|----------|----------|----------|-------|--|-------|--|-------|--|
| 愛知県 8913 | 茨城県 2196 | 広島県 385 | 埼玉県 1606  | 北海道 1621 | 岐阜県 1290 | 愛知県 2515 |       |  |       |  |       |  |
| 広島県 4495 | 熊本県 922  | 宮崎県 77  | 東京都 1358  | 愛知県 1079 | 愛知県 687  | 静岡県 1005 |       |  |       |  |       |  |
| 茨城県 4303 | 北海道 699  | 北海道 69  | 愛知県 1322  | 千葉県 1054 | 岡山県 658  | 大阪府 935  |       |  |       |  |       |  |
| 千葉県 4012 | 千葉県 698  | 石川県 53  | 神奈川県 1165 | 静岡県 699  | 福井県 527  | 三重県 912  |       |  |       |  |       |  |
| 岐阜県 3854 | 愛知県 615  | 高知県 52  | 千葉県 1089  | 埼玉県 690  | 愛媛県 512  | 兵庫県 891  |       |  |       |  |       |  |
| 計 83476  | 計 9979   | 計 1004  | 計 14211   | 計 14853  | 計 10039  | 計 15256  |       |  |       |  |       |  |

(資料出所) 国際研修協力機構のデータから筆者作成。(注)その他の職種については省略

・ 外国人（特定技能）の都会流出問題（ニッポン・ドット・コム）

「さらに現在の時点で十分な制度設計が固まっていないのが、新制度で働く外国人が都会へ転職してしまうことへの対処である。新制度では転職を認めることになるが、そうであれば、賃金の高い都会へ流出してしまう可能性が高い。これについては定住の道が開かれる特定技能 2 号への移行を促進し、継続的に地方で働く外国人には一定の報奨金を出すことも検討に値する。地方創生においては東京圏から地方への転出する就労者に対しては同様の制度がある。」

⇒移動の自由が与えられていない(より正確には雇用主の変更が認められていない)と

いうことは人権擁護の観点からも好ましくないものの、移動可能な状況下で地方に留まってもらえるような仕組みは依然として未整備。このままでは、日本人同様、都会への人材流出が進み、結局は地方消滅に拍車をかけることになりかねない。

### 3. 外国人に焦点を当てた地方創生の事例

(1) 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（愛知県、京都府、新潟市、沖縄県、他）

これまで「技能実習」でしか受入れができなかった農業分野の外国人材につき、特区制度を活用することにより、農業系専門学校を卒業して専門試験に合格すれば、県内または市内で就農（派遣元である「特定機関」と雇用契約を交わすことにより、在留資格「留学」→「特定活動」に変更）できるという仕組みを創設。

農業という分野内で考えれば、地方が農業の中心地であることから、都会への人口流出という問題は他産業と比較して起こりにくいものの、そもそもの賃金の低さや、職種別に見ると技能実習生が最も失踪した分野であること（2017 年の失踪者数 7,059 人のうち 1,038 人）等<sup>4</sup>、日本側の人手不足が深刻であるからこそ、外国人受入れの課題も山積していると言える。

(2) ケア人材（介護、看護、保育）（北海道、他）

介護福祉士養成施設での修学後、国家資格を取得し、介護福祉士として業務に従事することが基本（在留資格「留学」→「介護」）。看護師及び保育士もほぼ同様の仕組み。都市部と地方部の賃金格差、在留外国人によるコミュニティや宗教施設の有無等の理由で、地方での人材定着が課題になっている。

### 4. 海外の事例

地方創生に焦点を当てたものは多くないため、外国人の一般的な就労の状況や条件等について分析した。

(1) シンガポール

- もともと多民族国家で構成されている移民国家。1980 年代後半から少子化傾向で、出生率は 1.20（2016 年）。
- 人口に占める外国人の割合は、約 4 割（50 万人（外国籍の永住者）+160 万人（外国人就労者または留学生）/全人口 540 万人）。
- 政策の特徴
  - 高度人材と単純労働者を明確に区別した受入れ。外国人就労者の内、前者は 3 割で後者は 7 割程度。
  - 単純労働者には厳格な要件を適用（居住の自由もなくシンガポール人との結婚も禁止）しており、最低月額報酬も定められている。
  - 産業別に外国人雇用上限率を定め、外国人雇用税を企業から毎月徴収。

---

<sup>4</sup> 坪田（2018）

- ▶ 特に人材争奪が厳しいのは、看護師（外国人は全体の 25.3%）と家事労働者で、どちらも介護ケア人材としても活躍している。外国人看護師に対しては、留学奨学金を給付し、卒業後に 6 年間就労すれば奨学金返済が免除される。

## （2）ドイツ

- ・ 難民受入を積極的に実施し、2015 年前後には 100 万人近くが流入するなど、一時は混乱を極めた。そのため、現在では年間の移民受け入れ数、及び、家族の呼び寄せ数に制限枠を設けている。
- ・ 非熟練労働者は「季節労働者」として流入することが多かったものの、2013 年に制度を廃止し、現在は受入れていない。
- ・ 人口に占める外国籍の割合は 45.4%。
- ・ 政策の特徴
  - ▶ 一部の高度人材を除き、原則として労働市場テストに相当する「優先権審査（Vorrangprüfung）」を行う。優先権審査は、連邦雇用エージェンシー所管の中央外国・専門職業仲介局（ZAV）が当該職業ポストに適した国内労働力の有無を確認し、該当する求職者がいない場合にのみ外国人の就労を認めるもので、国内求職者の就労優先と保護を目的としている。<sup>5</sup>
  - ▶ 看護介護人材については、連邦雇用エージェンシー所管の中央外国・専門職業仲介局（ZAV）とドイツ版国際協力機構（JICA）であるドイツ国際公社（GIZ）が共同で、フィリピン、セルビア、チュニジア等から老人ホームで働く外国人看護・介護人材を募集し、認定。
  - ▶ 社会統合政策の一環として、ドイツ語教育と市民教育の受講を実施しており、ドイツ語を話せない就労希望者には講習受講を義務づけている。

## （3）台湾

- ・ 若者を中心とした 3K 労働の忌避と少子化の影響により、労働者の積極的な受入を開始。
- ・ 人口 2378 万人の内、外国人材の専門職は 3 万人強（2017 年末）、非専門職は約 68 万人（2018 年末）であり、全人口にしめる外国人の就労人口は約 3%程度。
- ・ 政策の特徴
  - ▶ 非専門職労働者に対しては総数制限を行い、全体人数を管理。
  - ▶ 非専門職労働者の雇用にあたり、外国人労働者の人数に応じて「就業安定費」を政府に納付する。主として台湾人の雇用の安定（職業訓練の実施、就業情報の提供など）に使われる。

## 5. 政策提言パッケージ「日本人と外国人の協働を地方創生の原動力に」

---

<sup>5</sup> 独立行政法人 労働政策研究・研修機構（2018 年）

これまでの政策や現在の状況、他国の政策を見る限り、日本政府も多くの予算と知恵を割いて外国人受入を行っていることが窺える。一方で、技能実習制度や外国人への日本語教育、新たに表面化してきた課題も多い。本課題の問いである「外国人は地方消滅を救えるか」に対してポジティブに回答するためには、既存の政策に加えて、以下のような政策をパッケージとして実施することを提案したい。

### (1) 多文化共生省（仮）の設立

- ・目的：外国人受入に関わる政策の所管一元化、及び、全体ビジョン（例えば、都市部は高度人材中心、地方部は第一次産業やケア人材中心の外国人就労者受入）の提示。
- ・対象：中央省庁（首相官邸、総務省、法務省、厚生労働省、文部科学省、他、関連省庁の関係部署を統合）
- ・ステークホルダー：中央省庁、都道府県（多文化共生窓口、国と相互の人材交流）、市区町村（詳細な政策実施）
- ・具体的な施策
  - 人口減少社会である日本において、増え続ける在留外国人が果たす役割は一層大きくなっており、看過できない状況にある。実際に、日本の複数の産業分野においては、外国人がいなければ成り立たないという危機的な状況に陥っている。つまり、在留外国人は以前のような「安価な労働力」ではなく、「なくてはならない人材」として、地域における一市民として認識される必要がある。一方で、2019年4月1日に、法務省入国管理局が格上げされ、出入国在留管理庁が発足したが、外国人を「管理する」という発想が前面に出ている。「多文化共生」は市区町村レベルに丸投げして、中央省庁では「管理」というのは、スタンスとして矛盾しているため、メインメッセージとして「多文化共生」を国レベルでも発信すべく、外国人関連政策を一元的に所管する省庁を新たに設置する。
  - 加えて、現在の外国人関連施策は、あくまでも個別に実施されており、「外国人」を日本社会においてどのように位置づけるか（単純労働の代替労働力なのか、特定分野の労働力なのか、自由に職業が選べる社会の担い手なのか、等）という全体のビジョンをまずは策定すべきである。全体ビジョンを提示した上で、技能実習生や特定技能制度、高度職業人材等、複雑で乱立している印象を受ける個々の在留カテゴリーを改めて整理し、産業別・地域別に受入れが必要な個所を明確化する。
  - また、実際の政策実施に際しては、市区町村の役割が重要であるものの、広域事務として都道府県レベルに多文化共生窓口を設け、中央省庁と連携しつつ、市区町村をサポートする。これは、ハローワークと日本語学校の認可を所管していることに加え、後述する「外国人雇用補助金」の導入のための措置でもある。

### (2) 地方部（道県）への外国人雇用補助金の導入

- ・目的：外国人就労者が過度に都市部に集中することを防ぎ、地方部における外国人

受入/就労のインセンティブを高める。

- ・対象：道県に所在する外国人を雇用する企業
- ・ステークホルダー：総務省、財務省、厚生労働省、道県、経団連、他
- ・具体的な施策
- ・ 地方部（道県）において外国人を雇用する企業に対して、国から道県、道県から企業へという流れでの補助金給付を提案したい。外国人を雇用する人数が多ければ多いほど企業は給付金をもらえるが、企業における給付金の使い道を限定し、外国人就労者の住居手当や語学習得の費用補助等、外国人の労働環境や生活環境の改善に充てるものとし、道県への定期的な報告/査察受入を義務付ける。主な財源は、国際観光旅客税等、外国人がもたらす経済効果に紐づいた資金を想定。
- ・ この外国人雇用補助金制度は、以下のような発想で考案した。
- ・ 参考事例として、シンガポールでは、外国人を雇用する企業に対して外国人雇用税を課しており、1社あたりの外国人雇用数が多ければ多いほど、当該税を多く支払う仕組みになっている。都市部における過度な外国人の集中を防ぐことを目的として、例えば、シンガポール同様、外国人雇用税を都市部に導入することを考えた場合、高度人材であれば、高額の給与に加えて税負担を行うことは企業にとってはそこまで負担にならないものと考えられる。一方で、新卒で日本人同様に就職活動をしているような人材であれば、税を負担してまで雇用することのインセンティブが必ずしも高くなく、ともすれば外国人の就職先が縮小してしまうリスクが想定される。そのため、都市部における外国人雇用にかかる課税政策の実施は困難であるように見受けられる。
- ・ 反対に、地方部の外国人増加を意図した、地方における外国人雇用企業への減税についても検討したが、そもそも地方自治体の収入減少は望ましくなく、経済的なインセンティブのみでは企業の外国人就労者に対する行動変容を促しにくいと考えられることから、外国人の就労支援策とセットになった補助金給付を想定することとした。

### (3) 都道府県における外国人労働者サポートのためのハローワークの設置

- ・目的：ブローカーによる就職あっせんを防ぎ、マッチングの問題を可能な限り解消すると共に、日本語教育の推進を図る。
- ・対象：外国人求職者
- ・ステークホルダー：都道府県、経団連、民間企業、他
- ・具体的な施策
- 現在も外国人雇用サービスセンター等は存在するものの、実際には日本人の求人票の中から外国人が職探しをしているのが実態であるため、外国人専用のハローワークを設置し、可能な限り mismatch を防ぐことが望ましい。
- 都市部には、既に外国人向けの就職あっせんを行っているホワイト企業があるため、こうした企業をハローワークとして認可することでも代替可能。

- ▶ 地方部においては、特に技能実習生の失踪が多いとされる第一次産業をより重点的にフォローし、体験就業や適性検査の実施、語学サポート（既に就労経験のある者に対しては教育訓練給付金に類似の仕組みを創設、未就労の場合は語学講習を実施を通じて、受講態度や語学習得状況のアセスメントを含めた就職支援を実施）によるミスマッチの解消に努め、ブローカーによる不当な就職あっせんを防ぐ。

(4) 国家戦略特区を活用した外国人 ICT 特区の地方への設置

- ・目的：働き方改革×外国人×地方創生
- ・対象：ICT 関連企業、外国人労働者、地方自治体
- ・ステークホルダー：経済産業省、文部科学省、厚生労働省、都道府県、市区町村
- ・具体的な施策
- ▶ 文部科学省の留学生は、東京での語学研修後は、地方の高専や大学に派遣されることが一般的であり、卒業後も魅力的な就職先がありさえすれば、その地方に残留することもあり得るといえる点を活かし、外国人の就労につなげる。中でも、働き方改革の応用編として、ICT 企業を積極的に地方に誘致して、外国人雇用の受け皿とする。上述の補助金や外国人専用ハローワークと地方の高専及び大学が連携し、留学から就職まで一貫したプロセスで技術力の高い外国人の就労をサポートし、将来的には戦略的な人材育成・配置を想定した外国人就労者の受入れを図る。

(5) その他：日本人にも関わる処遇の改善

外国人が日本で就労することにインセンティブを感じるためには、日本人が現在抱えている課題を是正することが重要であり、少なくとも以下の項目については、これまで以上に議論を前進させることが肝要である。

- ・働き方改革の推進
- ・低賃金労働の是正
- ・職業間の賃金格差の是正

6. 参考資料

首相官邸「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/taiousaku\\_honbun.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/taiousaku_honbun.pdf)

首相官邸「地方創生推進交付金等による地方における外国人材の受入れに対する支援制度」（平成 31 年 4 月 9 日）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/senryaku2nd\\_sakutei/h31-04-09-shiryu7\\_2.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/senryaku2nd_sakutei/h31-04-09-shiryu7_2.pdf)

首相官邸「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/r01-06-21->

[kihonhousin2019hontai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/nogyosien_shishin.pdf)

首相官邸「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針」（平成 29 年 12 月 15 日内閣総理大臣決定、令和元年 6 月 12 日変更）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/nogyosien\\_shishin.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/nogyosien_shishin.pdf)

総務省「我が国に生活・滞在する外国人の現状と外国人が生活・滞在する上での課題」（平成 31 年 2 月 15 日）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000601286.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000601286.pdf)

総務省「我が国に生活・滞在する外国人を巡る課題と対応の整理」（平成 31 年 2 月 28 日）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000604603.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000604603.pdf)

参議院 調査情報担当室「都道府県別に見た外国人労働者と経済の関係 ～経済的に好調な都道府県に外国人労働者も集まる～」(2019 年 6 月)

[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai\\_prism/backnumber/h31pdf/201917702.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h31pdf/201917702.pdf)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構「諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ— —イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国、台湾、シンガポール—」

<https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2018/207.html>

NHK「地方？都市部？外国人はどこへ・・・」（時論公論）(2019 年 4 月 19 日)

<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/318797.html>

日経新聞「外国人依存度」

<https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/dependence-on-foreign-workers/>

日経新聞「日本に 127 万人 データでみる外国人労働者」(2018 年 11 月 13 日)

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ037478470X01C18A1000000/>

日経新聞「海外の制度も参考に外国人政策を練ろう」(2018 年 11 月 30 日)

<https://www.nikkei.com/article/DGXXKZ038418570Q8A131C1EA1000/>

日経新聞「在留外国人最多 282 万人 7 年連続増、大都市集中が課題」(2019 年 10 月 25 日)

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ051391210V21C19A0EA3000/>

日経新聞「出生数 86 万人に急減、初の 90 万人割れ 19 年推計」(2019 年 12 月 24 日)

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ053727740U9A221C1MM8000/>

日経ビジネス「地方の人手不足で「外国人頼み」が強まる ～早急な「移民政策」立案が不可欠に～」(2018 年 4 月 6 日)

<https://business.nikkei.com/atcl/report/15/238117/040500074/>

GLOCAL MISSION TIMES「地方創生に必要な不可欠な外国人材の活用／地域活性機構 リレーコラム」(2018 年 7 月 20 日)

<https://www.glocaltimes.jp/column/3661>

同上「国家戦略特区で見る地方創生の現在地／地域活性機構 リレーコラム」(2018 年 10 月 26 日)

<https://www.glocaltimes.jp/column/4421>

ダイヤモンドオンライン「地方創生のカギを握るのは「外国人労働者」かもしれない」(2019

2019 年度 A セメスター「現代行政 I」レポート（ティアコジュイモ歩）

年 10 月 10 日)

<https://diamond.jp/articles/-/217148>

塚崎裕子「地方という軸からみた外国人労働者問題 ―地方における外国人技能実習生の急増と新たな受入れ制度導入―」（大正大学地域構想研究所）（2019 年 6 月）

<https://chikouken.jp/wp-content/uploads/2019/06/d1cb9c03bee0e51b4b63638dcb6adf90.pdf>

坪田邦夫「農業の外国人材受入れの課題（1）」（日本農業研究所研究報告『農業研究』第 31 号）（2018 年）

<http://www.nohken.or.jp/31-4tubota135-170.pdf>

岡本佐智子「シンガポールの移民政策―外国人労働力の受入れと管理―」

<http://libro.do-bunkyo.ac.jp/research/pdf/treatises16/13-okamoto.pdf>

(財)自治体国際化協会 シンガポール事務所「シンガポールにおける外国人受入施策」

<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/392.pdf>

以上